

2016年1月15日

「適正な電力取引についての指針(案)」についての意見

日本生活協同組合連合会

1. 消費者への請求書・領収書等に託送料金相当支払金額を明記することを、すべての小売電気事業者に義務づけることを要望します

【該当箇所】

P.6 (1) 小売供給

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

【意見内容】

消費者への請求書・領収書等に託送料金相当支払金額を明記することは、「望ましい行為」に留めるのではなく、すべての小売電気事業者に義務づけることを要望します。

【理由】

- ・電気料金に占める託送料金の比率は高く、消費者にとってどれだけ託送料金を支払っているかを知ることができるようにすることは、電気料金の透明性の確保の点から重要であると考えます。
- ・今回の「指針(案)」では、「消費者への請求書・領収書等に託送料金相当支払金額を明記することは」を「望ましい行為」としていますが、「望ましい行為」とした場合には、記載しない事業者を認めることになり、公平性を欠くこととなります。
- ・「託送料金相当支払金額」について、「明記すること」を「望ましい行為」とするのではなく、「明記しないこと」を「問題となる行為」として、すべての小売電気事業者に義務づけることを要望します。

2. 需要種別間の託送供給料金の適切性について必要な資料の公表を、すべての一般送配電事業者に義務づけることを要望します。

【該当箇所】

P.29 (1) 託送供給料金等についての公平性の確保

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

① 託送供給料金

【意見内容】

需要種別間の託送供給料金の適切性について必要な資料の公表は、「望ましい行為」に留めるのではなく、すべての一般送配電事業者に義務づけることを要望します。

【理由】

- ・一般的に、高圧(業務用など)に比べて低圧(家庭用など)の託送供給料金は高く設定されており、その水準が適切かどうかは、消費者にとってきわめて重要なことです。需要種別間の託送供給料金が適切に設定されている根拠となる資料については、ホームページで

公表するなどの方向で、消費者が容易に入手可能にすべきと考えます。

- ・今回の「指針（案）」では、「需要種別間の託送供給料金の適切性について必要な資料の公表」は、「望ましい行為」としていますが、「望ましい行為」とした場合には、公表しない事業者を認めることになり、公平性を欠くこととなります。
- ・需要種別間の託送供給料金の適切性について必要な資料は、「公表すること」を「望ましい行為」とするのではなく、「公表しないこと」を「問題となる行為」として、すべての一般送配電事業者にホームページなどでの公表を義務づけることを要望します。

3. 託送収支に係る過去5年程度の計算書等についての公表を、すべての一般送配電事業者に義務づけることを要望します。

【該当箇所】

P.29 (1) 託送供給料金等についての公平性の確保

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

②情報公開

【意見内容】

託送収支に係る過去5年程度の計算書等についての公表を、すべての一般送配電事業者に義務づけることを要望します。「随時閲覧可能とすること」では、消費者が情報入手にあたって、閲覧場所を訪問するための費用や労力などの負担がかかる可能性があります。ホームページなどでの公表など、消費者が容易に入手可能にすることを義務づけすべきです。

【理由】

- ・託送収支の状況については、一般送配電事業者の経営効率化が適切に行われ、常に託送料金引き下げの努力がされているかを知る上で、きわめて重要な情報です。
- ・今回の「指針（案）」では、「託送収支に係る過去5年程度の計算書等についての公表」は、「望ましい行為」としていますが、「望ましい行為」とした場合には、公表しない事業者を認めることになり、公平性を欠くこととなります。また、「随時閲覧可能とすること」であれば、一般送配電事業者の事務所の閲覧場所を訪問する必要があり、消費者が情報入手するために多くの費用や労力などがかかる可能性があります。
- ・託送収支に係る過去5年程度の計算書等については、「公表すること」を「望ましい行為」に留めるのではなく、「公表しないこと」を「問題となる行為」として、すべての一般送配電事業者にホームページなどでの公表を義務づけることを要望します。

4. 「特定期間の取引を条件として料金が安くなる契約」について、「2年を超える取引契約」はできないこと、また、「契約更改時期」については、その時期に入る前月に消費者に通知することを義務づけることを要望します。

【該当箇所】

P.12 (1) 小売供給

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

vii 不当な違約金・精算金の徴収

【意見内容】

「特定期間の取引を条件として料金が安くなる契約」について、「2年を超える取引契約」はできないこと、また、「契約更改時期」については、その時期に入る前月に消費者に通知することを義務づけることを要望します。

【理由】

- ・携帯電話の契約をめぐる、いわゆる「2年縛り」と言われる「特定期間の取引を条件として料金が安くなる契約」のあり方が問題になっています。
- ・消費者の小売電気事業者や料金メニューの選択の自由を確保するためには、きわめて長期間にわたる期間を拘束する契約は好ましくなく、通常、不動産の賃貸借契約や携帯電話やインターネットなど情報通信関連の契約にある「2年」を最長とすべきであり、指針にそのことを明記すべきと考えます。
- ・また、消費者の自覚がないまま、契約更改時期が過ぎてしまうことを防止するために、「契約更改時期」については、その時期に入る前月に消費者に通知することを義務づけるべきと考えます。

5. 消費者被害の未然防止のための対策のひとつとして、消費者と小売電気事業者の間での電気の契約についてクーリングオフ制度（一定の契約に限り、一定期間、説明不要で無条件で申込みの撤回または契約を解除できる制度）を導入し、すべての小売電気事業者に消費者からのクーリングオフの対応を義務づけることを要望します。

【該当箇所】

P.12 （1）小売供給

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

【意見内容】

消費者と小売電気事業者の間での電気の契約についてクーリングオフ制度を導入し、すべての小売電気事業者に消費者からのクーリングオフの対応を義務づけることを要望します。

【理由】

- ・クーリングオフ制度については、現在、電力取引監視等委員会と消費者庁の間で検討中とされていますが、消費者被害の未然防止対策として有効な制度のひとつです。
- ・消費者と小売電気事業者の間での電気の契約についてクーリングオフ制度を導入し、小売電気事業者がクーリングオフ制度に基づく消費者の要求に対して対応しないことを「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」として規定し、すべての小売電気事業者にクーリングオフへの対応を義務付けるべきと考えます。

以上